

<対策のポイント>

農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、品種開発者から権利を受託した**農業知的財産管理支援機関**による**一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策**のほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた取組を支援します。

<政策目標>

海外における権利行使数の増加（200件〔令和10年度まで〕）

<事業の内容>

1. 海外における育成者権の取得及び保護・侵害対策

① 海外における育成者権の取得支援

海外において知的財産権として保護する必要がある優良な植物新品種について、品種開発者から権利を受託した農業知的財産管理支援機関が一元的に行う海外での品種登録の取組を支援します。

② 海外における優良品種の保護、侵害対策の強化

海外における登録品種の無断栽培の防止等のため、農業知的財産管理支援機関が品種開発者から受託した育成者権について、海外の現地パートナーと連携して権利行使することにより侵害対応を行うための経費等を支援します。

2. 農業知的財産に関する相談窓口

農業知的財産管理支援機関に「知的財産相談窓口」を設置し、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた助言、支援を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

